

○ 会 議 録

会 議 名	令和元年度 第4回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和元年10月25日			
開催場所	基山町役場2階202会議室			
開閉会日時	開会	令和元年10月25日 午後3時		
	閉会	令和元年10月25日 午後5時15分		
出席者並びに 欠席者 出席9名 欠席0名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	土肥 勲嗣	出	富山 茂	出
	塩井 富子	出	松隈 浩	出
	木村 照夫	出		
	中村 眞智子	出		
	渡辺 一正	出		
	山田 和彦	出		
	益田 雄次	出		
会議録署名人	土肥 勲嗣 富山 茂 松隈 浩			

～ 15 時開会～

令和元年度第4回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. あいさつ

2. 議事

基山町まちづくり基本条例第17条及びまちづくり基金事業費補助金交付要綱第4条の検討及び見直しについて（別紙）

3. その他

・ 次回開催日程について

1. あいさつ

会長の挨拶。これまでの審議を通して、どのように提案していくか、また、議会からの議題について話し合います。

2. 議事

基山町まちづくり基本条例第17条及びまちづくり基金事業費補助金交付要綱第4条の検討及び見直しについて

【事務局】 まず、説明から。まちづくり基本条例の中に、まちづくり基本計画があり、まちづくり基金条例の中に、まちづくり基金補助金交付申請がある。まちづくり基本条例に基づいた、まちづくり計画を作ったものは、申請を行えば、事業期間中、30万円の補助金を継続してもらえる。現在、7区がもらっている。決算審査が、議会であるが、この補助金交付について、「今、1団体だが、際限なくしていたら、基金が無くなってしまふのでは。期限はいつまでですか」と、質問があった。要綱を作る時、期限は設けない、まちづくり計画書をもとに、申請されたものは、30万円を、計画が続く限り補助するとした。議会から、「17区全部申請されたら、年間約240万円の寄附以上になるが、町はどう考えているのか。」との質問に、各区につくってもらい、まちづくりをどんどんやってもらいたい。基金が不足した場合は、全体的に、金額を落としてやっていくと回答した。議会から検討課題としてほしいと提案があった。そのことについても、本日審議していただきたい。資料参照令和元年度。今後の見込み。3団体が見込みあり。資料条例要綱一覧。

【会 長】 年間240万円の寄附があり、現在1団体で30万の補助が継続中。これが、全部の17団体が申請したとしたら、510万円となり持続可能な仕組みになっていない。仮

に他の団体が申請してきた場合どうするのかと、議会から質問があった。当審議会でも検討すべきではないかということで、先ほど課長からの説明があった。17条の計画は漠然としていて、期限がない、これをどうするのか。委員の皆さんは、課題とか質問はないですか。

【委員】基金事業は、原点に戻ると、町民のレベルアップを図る、自分たちで問題を解決しようということに補助するというもの。他の区も、問題はあるが、解決の方法を見いだせていない。現状としては、早い者勝ち、基金が無くなれば、他の補助金を探してくださいとなりかねないが、まちづくり基金の精神からは離れる。1団体に、早い者勝ちで優遇するのは精神に反する。問題があるところは、基金の範囲内で、分かち合ってレベルアップを図るのが基金ではないのか。

【会長】どうですか。

【事務局】その質問もあった。仮にそうなれば良いことだが、来年すぐにというわけではなく、徐々に成っていくものと考えていて、現状、それに備えての動きはまだ無い。30万円を限度にということなので、早い者勝ちというのではなく、認められたものについて、一律2割カットとか、全体で補助額を按分してもらう。来年すぐになった場合はそうなることも。まちづくり計画とは、難しい計画なので、7区は、時間もかけ、色々な努力をされた。早い者勝ちとすべきではないと思っている。

【委員】各区の人と、話し合う機会があり、7区の自治会に代表されるやり方、手法を知らないと聞く。どこに行けば分かるのか。と聞かれる。知らないがために、誰も手を差し伸べないのは、如何なものか。

【事務局】毎回、広報等で知らせてはいる。委員が言われているのは、7区以外の団体のことですか。

【委員】7区、3区、13区以外の区の方のこと。

【事務局】区長さんをご存じと思うが、周知が足りないということだろう。活動報告などを、分かりやすくしないといけないということだろう。

【会長】他に質問は。

【委員】3年間補助して、自立して欲しいという方向かと思っていた。これまで補助を受けた団体の現状はどうなっているのかが1点。まちづくり計画を立て、長期になる時の、内容のチェックはどうなっているのか。他の区でもしたいと言ってきた時、減額になる可能性もあるとなると、きちんと内容のチェックが必要。

【委員】現状のチェック機能はどうなっているのか。

【事務局】毎回申請されているので、チェックはしている。計画の中身は、期間が、短期・中期・長期に分けられている。チェックを明確にしないといけない。今後、広げていくためにも、納得してもらえる様式にしていかななくてはと思う。

【委員】チェックの基準の明確化ですね。毎年の活動を、基準に則ってチェックすること。10年続いたとしても、基準に合致していれば良いし、他の団体の参加で、基金が枯渇する恐れがあるという前提で、基準も厳しくなる可能性もあるのでは。

【会長】毎年のチェックは課の方で。

- 【事務局】課の職員でしている。新たな事案については、審査会を開いて、プレゼンテーションをしてもらっている。事業をやった団体は、毎年、3月に活動の発表を。7区については、2年に1度発表。チェックは、計画に沿った内容か、申請された金額が補助金の対象の金額になっているかのチェックをしている。
- 【委員】7区の令和元年度は、10万になっているが。
- 【事務局】委員が言われたところが、指摘されている部分だと思うが、補助金をもらうとしなくてはいけないという苦しい部分もある。始めた頃に比べるとパワーが違うことも。7区は、毎月1回、7区の日として、河川清掃を続けている。課題のものが解決していき、これが残っているという見方もできる。チェックというより、計画の見直しのタイミングがきているのかもしれない。
- 【委員】毎年30万の補助金だが、適切な使い方をしているか、残金があれば返金するなど、将来的に考えていくことも必要では。先ほどの質問で、廃止している団体のその後は聞いてない。
- 【事務局】補助金の原則は、使ったお金を下さいというもの。去年は、戻しがあるものもあった。やめた団体の、追跡調査はしていないが、大字基山さんは、2年間もらって、その後は、自分たちでスポンサーをつけられて、活動を続けている成功例。
- 【委員】他の申請者はやっていない？
- 【事務局】活動自体はやっている団体はある。シニアネット、カトリアシスターズ、男ボラ会、きやまん会、3区自主防災会等、把握できている団体は全部ではないが、継続して活動している団体はある。事業をやる時のチラシには、上か下かにまちづくり基金事業の支援を受けている事業ですと書いてある。この基金は、全部寄付であり、町がやりたいという原資は、寄附であるということで、基金が足りなくなった時どうするかということは、町も考えていくという時期がいつか来る。今すぐすると、余剰金が膨らむことも考えられ、無理やりやってもらうのは、趣旨が違う。しかるべき時期に判断が必要。
- 【委員】何年間の継続の後、自立をお願いするという文言はあるのか。
- 【事務局】募集する時、カウンターに置いたりホームページに載せるが、目的はまちづくりをする組織を支援しますというもの。まず、事業をするには、初期投資が必要だろうということで、初期投資の部分のお手伝いということで3年だった。
- 【委員】まちづくり基金は佐賀県でも珍しかった。初めは3年で6年になり、更に続けられる。次世代に繋がる活動なら推薦したい。基山広報や、会議等に参加した時に、分かる事もあるが、情報をもっとあったらよい。
- 【委員】同じ意見で、この有難い制度を知らない人もいる。レベルアップよりも、ボトムアップを図るべき。計画を継続して、その計画をレベルアップするのではなく、計画を持たない人や、問題を解決する手法を持たない地域の方々を、ボトムアップするのが、基金の精神に合致するのでは。
- 【会長】今日は結論が出ないのでは。説明を受け、内容を共有し、案をいくつか出してもらい、次回に決めるということで。今出ているものは。

1. 周知徹底ができていない。
2. チェック体制の問題。
3. 計画の見直しもありえるのではないか期間を区切ることも。
4. 広く住民に知ってもらう形。
5. 特定の団体が続くよりも、新規の団体が使える基金に。

他に仕組み等で分からないことなど、何かありませんか。

【委員】別表第2（第4条関係）の内容について説明を。

【事務局】平成29年3月に改正をかけていて、この別表自体を全部変えている。元々は、3年間を限度とするだけで、対象経費でくくられていた。経費の中身がまちづくりの活動費で、別表1の部分だけが書かれていた。平成29年の改正で、別表1,2に総替えし、別表2は、新たに作られた。別表2も、元々は、事業自体は分けられていたが、ひっくり返して、中身は3年間補助しますという内容に最初はなっていた。分けられた理由は、前回の、審議会で、まちづくり計画があまりにも出てこないもので、規則をあつかうより、基金の方で支援をさせたらということで、新たに付け加えられたのが、別表2の一番上の項目にある、まちづくり計画に基づく事業になる。それ以外の4つは、補助金要綱の中にあつたものを、1つだけ具体的な表になるのもということで行だてしたものだ。詳しく整理し、申請がしやすくなったのではと思う。

【会長】如何ですか。

【委員】別表2の一段目のところだけ、なぜ期限が区切られていないのか？それ以外は、3年と期限がある。

【会長】事業を始める時、なぜ期限を決めなかったのか？ということですね。

【事務局】議会と議論をして、まちづくり計画を行う事業については、将来的にも続いていく計画なのに、支援が途切れてしまうのはいかがなものかと、期限を決めず、実施期間を期限とした。

【会長】委員、如何ですか。

【委員】出来れば、3年と期限を入れてほしかった。

【会長】更新するとしても、期間は区切った方が良いのではないかとということですね。実施期間とすると、未来永劫なので、どこまで、それを計画できるのかと考えると、何年間と区切った形での計画にしないと、なんでも、毎年30万もらい続けるというのは、他の事業と比較してもという疑問がおきる。

【委員】先の意見でもあつたが、会計報告でも、細かくしているところもあるが、大まかにしているところもある。明瞭会計が必要。他のことでも、会計監査は厳しいのだから、きちんとチェックが入っているのか疑問。

【事務局】基金事業に関しては、年1回、実績報告書をもっている。それには、領収書の写しが貼付してあり、対象経費となっているかを確認している。

【委員】今後ともよろしく。

【委員】チェックのやり方や内容について、もう少し検討の必要があると、会長も言われ

たが、まちづくり計画に基づく事業と、それ以外の4つの項目では、別にするのか、同じチェックの項目で良いのか。また、チェックがきちんとできれば、期間を決めなくても良いのではとも思う。金額は、確かに大きいですが、事業で、年30万はそれほどでもない。会計報告を厳しくするのは、チェックする方もされる方も出すのが大変になるのでは。

【委員】基金事業の中で、朗読ボランティアの活動は、毎月2回広報きやまを、音声化している。無償のボランティアの活動を、公の場でもっとお知らせすべき。物を買ったらお金がかかるが、この活動は無償の働きでされている。補助金は10万だが、材料費だけで、マンパワーですごい活動をされている団体が他にもある。知ってもらふことも、活動がより続くためにも必要では。

【事務局】補助金では、人件費は対象外。活動を知らせるのは、広報で周知するのは出来るので、意見を聞きながら、検討させてください。基金が無くなったらやめてしまうかもしれない大事な事業は、行政の方から委託しなくてはいけないかもしれない。

【委員】朗読ボランティアは、無償で何時間もされている部分は、なにかしらのお金に換算しても良いのかもしれない。それに支えられている。

【委員】お金つかないからいいということもある。これだけしたらいくらですというのは違う。

【委員】継続的に行政がやってもいい事業でもある。

【委員】行政がやると、業者をとなり、お金がかかる。そこは、基山に住む町民がしましようということが大切。

【事務局】事業の趣旨として、町内で自発性に基づき、自立的継続的に、地域社会に役立つ活動を行う営利を目的としないまちづくり組織を支援するとなっている。ボランティアは、有償、無償があるが、事業の目的としては自発的活動を支援していく。

【委員】自立をしてもらふ為の3年間の補助とするならば、20万円を3年間補助した後、チェックをして自立できるかを確認する。出来ないときは打ち切る。又、4年目に10万円与え、自立できるかを確認する。自立性は重要で、投資対効果がないところは、打ち切る事というやり方もある。まちづくり計画の団体も期限を決めて、計画通りなのか、チェックする。寄付金とは言え公金であるチェックをしないと不正の金額が出る可能性も。監査もないのだろう。

【事務局】監査ではなく、補助金申請の実績報告による領収書の確認だけ、公金という気持ちでやるということですね。事業の目的としては、自発性に基づきとあり、町民の方がやりたいというものを支援していくもの。委員さんの言われるように、自立して継続していくものかを、確認していくのが大切と思った。補足として、別表2の補助金の限度額の中に、「特例として継続支援を認めた場合」とあるが、その特例は、残りの3年で自立できますかというのが特例ということ。

【委員】まちづくり計画に基づく事業のも、その一文を入れたらよいのでは

【事務局】まちづくり計画に基づく事業は、他の4つとは別のもので、自立を求めるのでは

なく、課題を解決していくもの。期限というのとはなじまないが、ただ、時代や環境で計画も変わり、内容の見直しの機会や、事業のチェックが必要と考える。行政も申請側も毎回同じではないようにしなくてはならない。

【会 長】7区の報告書の中身、どういうことにお金が使われたかは、課でチェックしていると思うが、内容について、当審議会で審議する機会はこれまでなかったのか。

【事務局】申請の方法は、通常のまちづくり基金事業と同様にしているので、審議会に諮ることはしていない。7区がまちづくり計画を実行するための経費として本年度の事業計画と立て、予算を申請してもらい、それが30万円を上限とするという取扱で、実績報告を課でチェックしている。

【委 員】内容と会計報告を、当審議会に提出してもらいたい。

【事務局】今から準備します。

— 休憩 —

【会 長】前回に引き続きの案件が、外国人との共生についての答申について話し合うということだったが、今日の案件をつづけ、次回、まとめて議論でよいか。

【事務局】少し整理すると、まちづくり基本条例及び、まちづくり基本条例施行規則に関わる答申が柱となっているが、この部分については、改正、廃止の必要はなしというのが、前回までの状況で、今後の基山町については、配慮すべきということだった。

【会 長】改正、廃止は無いとしていたが、議会からの指摘を受け、条例の改正も視野に入れながら、改善点を検討の必要が出てきた。17条の改正を含めて、今日はこのことに絞って話をします。

【委 員】今日初めて資料を見たので、次回にでも。

【会 長】今日結論を出すのではなく、色々な意見を出してもらい、次回どうするかを決めるということで。

【事務局】関係するところを、まとめると、条例17条第2項。施行規則の12条から17条まで、まちづくり計画の部分になる。

【会 長】7区の計画書、報告書を見て、良くできているが、基金の補助金をもらって5年目で、見直し検討の時期という感想を持った。他に何かないですか。

【委 員】答申はいつまで。

【事務局】今年度いっぱい。今年答申頂いたものをすぐに、議会に提出とはならない、色々なものを経て、改正となる。

【委 員】今年度とは、3月まで。

【事務局】ただ、あと2回の会議で形になってもらいたい。

【委 員】12月にという案があったが。

【事務局】12月と1月でということで良いですか。

【会 長】次回、今日の案件と、前回から続いている、外個人との多文化共生について話し合います。本日はこれまでです。

3. その他

○次回開催について

12月18日(金) 14時00分から

～17時15分閉会～

まちづくり審議会条例第6条により、ここに署名する。

令和 年 月 日

会長 (氏名) 土肥 勲 嗣

委員 (氏名) 松隈 浩

委員 (氏名) 岡田 茂